

基幹水利施設保全管理対策	事業主体 国、県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班 (施設管理技術者育成対策のみ)
--------------	----------	--

趣 旨

農業生産基盤の保全管理・整備をより効率的・効果的に実施することが求められており、①施設管理者による適切な日常管理、②施設の状況に応じた定期的な施設機能診断、③地区全体において最適な工法選定等を行う機能保全計画の策定、④適時適切な対策工事の実施を段階的・継続的に行うストックマネジメントの取組が不可欠であり、農業生産基盤の保全管理・整備状況の的確な把握・解析を行うとともにストックマネジメントの取組の各段階における円滑な推進に必要な技術指針等の整備や体制整備を一体的に行うもの。

事業の内容

(1) 農業基盤情報基礎調査（国費 100 %）

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年一元的かつ体系的に把握し土地改良長期計画の作成および農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するもの。

(2) 施設情報管理・分析対策（国費 100 %）

国営土地改良事業により造成された土地改良施設の戦略的な保全管理を推進していくため、農業水利ストック情報データベースシステムの運用、施設の状況に応じた定期的な機能診断及び地区全体において最適となる機能保全計画の作成に係る技術指針の策定等を実施するもの。

(3) 長寿命化施工技術推進対策（国費 100 %）

農業水利施設の補修・更新等でこれまでに施工された補修・補強技術データの収集・分析、地域特性に応じた補修・補強技術の体系化、情報の提供・共有体制、技術支援体制を構築し、農業水利施設の長寿命化の推進に資するもの。

(4) 施設管理技術者育成対策（国費 30 %）

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

- 1) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- 2) 施設の機能保全に関すること。
- 3) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が 5 点以上の施設及びこれと併せて一體的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

事業主体 (1)～(3)までについては国、(4)については都道府県

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	基幹水利施設保全管理対策(1)～(3)	100	-	-	事業主体は国
	(4)	30	70	-	事業主体は県